

○吉野町重度心身障害老人等一部負担金助成要綱

平成17年 8 月 1 日

第 1 趣旨

重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く又はひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）により負担した一部負担金又は一部負担金相当額（以下「一部負担金等」という。）のうち、次に掲げる額を控除した額に相当する額を助成する。

- (1) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については1,000円。

第 2 助成の要件

一部負担金等の助成は、吉野町に住所を有する者であつて、高齢者医療確保法の規定による被保険者のうち、次に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 吉野町心身障害者医療費助成条例（昭和48年 9 月吉野町条例第23号）第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号及び第 2 項に規定する助成要件に該当する者
- (2) 吉野町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年 9 月吉野町条例第25号）第 2 条第 1 項の各号（第 3 号を除く。）に規定する助成要件に該当し、かつ、第 4 条に規定する支給制限を受けない者

第 2 の 2 住所地特例

前条の規定にかかわらず、県内の他の市町村に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）（以下「障害者支援施設等」という。）に入所をしたことにより、吉野町から当

該他の市町村の区域内に住所を変更した者で、その者が当該住所の変更をしなかったとしたならば、前条の要件（第2号を除く。）に該当し、同条の規定による一部負担金等の助成を受けることができることとなるものは、同条に規定する吉野町内に住所を有する者とみなす。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所をした障害者支援施設等への入所前の住所が吉野町の区域内であった場合についても同様とする。

第3 助成の申請

一部負担金等の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等医療費助成申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。この場合において、町長は必要な書類を添付させることができるものとする。

第4 助成の決定

町長は、申請書を受理した場合において、第2の助成要件に該当する者（以下「助成対象者」という。）であると認めるときは、重度心身障害老人等医療費交付申請書（第2号様式。以下「請求書」という。）用紙を交付するものとする。

- 2 町長は、申請書の提出がない場合においても助成対象者であると認めるときは、前項の規定に準じて請求書用紙を交付できるものとする。

第5 一部負担金等の請求

助成対象者は、医療機関等により一部負担金を支払った場合又は町長に医療費の支給を申請した場合は、請求書により町長に一部負担金等を請求するものとする。

第6 一部負担金等の交付

町長は、第5の請求があったときは、診療報酬明細書又は連名簿により当該助成対象者が一部負担金等を支払ったことを確認のうえ、一部負担金等を交付するものとする。

第7 助成の更新申請

助成対象者は、毎年 7 月 1 日から同月末日までに重度心身障害老人等医療費助成（更新）申請書（第 1 号様式）を町長に提出するものとする。

2 第 4 の規定は、前項の規定による更新申請があつた場合において準用する。

第 8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 4 月 1 日）

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年要綱第43号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年 8 月 1 日（次項において「施行の日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前に行われた医療費に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年要綱第 2 号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年告示第 3 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。